

国際希少野生動植物種（個体及び個体の加工品）登録申請書

登録申請書類の提出日 → 平成○年○月○日

自然環境研究センター理事長 殿

申請者（※1）

氏名（記名押印又は署名） 自然 研太郎

自然

〒130-8606

住所 東京都墨田区江東橋 3-3-7

電話番号 03-6659-6018

記入例

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第2項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体及び個体の加工品の登録について、次のとおり申請します。

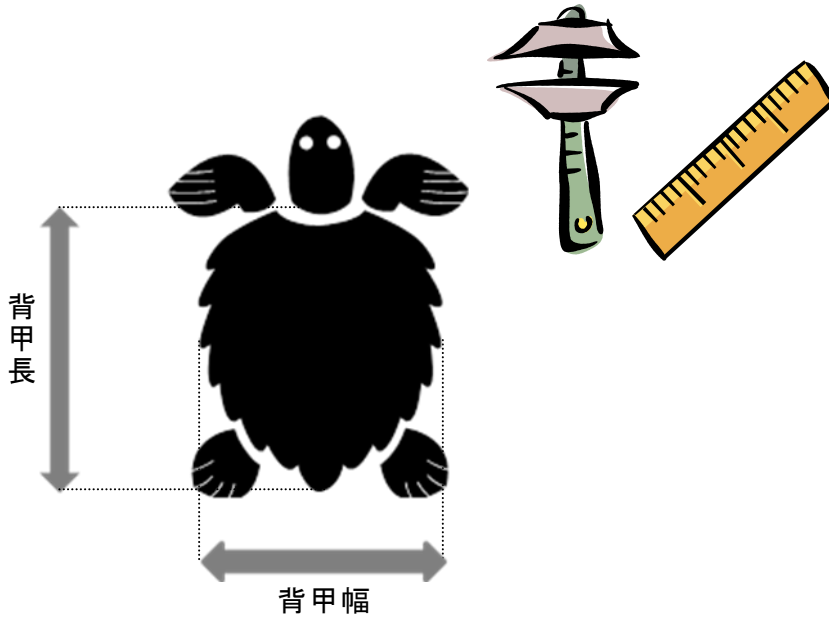
登録を受け る国際希少 野生動植物 種の個体及 び個体の加 工品	種名	タイマイ ← 種名がわからない場合は うみがめ科 としてください。
	区分 (該当する文字を丸で囲むこと。その他に該当する場合は、余白に具体的内容を記入すること。)	生体・卵・その他 () はく製 その他 ()
種の特徴 (複数申請の場合は別紙に記入)	主な特徴	体長(※2) 背甲長 45.0cm 全長(※2) 背甲幅 35.0cm 体重 重量 2.2kg 性別 不明 その他の特徴(※3)
	所在地	申請者住所と同じ ← 登録申請時における個体の所在地
登録の対象となる要件 (該当する要件の数字を丸で囲むこと。)	1 本邦内において繁殖させた個体又は個体の加工品であること（政令(※4)第4条第1号関係） 2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）が登録を受ける個体又は個体の加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体又は個体の加工品であること（政令第4条第2号関係） 3 関税法（昭和29年法律第61号）第67条の許可を受けて輸入された個体又は個体の加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること (1) 商業的目的で繁殖させた個体又は個体の加工品であること（政令第4条第3号イ関係） (2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体又は個体の加工品であること（政令第4条第3号ロ関係） (3) ワシントン条約附属書Iに掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書Iから除かれている個体又は個体の加工品であること（政令第4条第3号ハ関係）	
動植物の管理者(所有者と異なる場合)	氏名	
	住所	電話

- ※1 申請者が法人である場合には、その名称、代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- ※2 「体長」とはその動物のからだの長さをいい、「全長」とはその物の全体の長さをいう。したがって、動物の尾、鳥の尾羽、魚の尾びれ等は体長には含まれない。なお、体長の記入が困難なものについては、全長のみを記入すればよい。
- ※3 年齢、繁殖年月日、色、模様等、同種の他の個体及びその加工品との識別を容易にする特徴を記載すること。
- ※4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令

●計測部位について

以下の数値を計測し、「主な特徴」として記載してください。

- ①背甲長(はいこうちょう／甲の縦(直線)の長さ)
- ②背甲幅(はいこうふく／甲の横(直線)の長さ)
- ③重量



●写真について

以下の写真を撮影してください。

1. 個体全体について、次の角度から撮影したもの

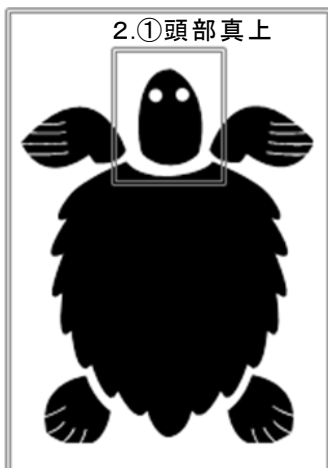
- ①真上
- ②真横(左向き)

2. 頭部について、次の部位を接写したもの

- ①真上
- ②真横(左向き)
- ③正面

3. 頭部複数個体の申請をする場合

数が確認できるような集合状態のもの



1.①全体真上



1.②頭部真横(左向き)